

○新潟県中東福祉事務組合個人情報保護条例

平成 29 年 3 月 3 日組合条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、個人情報の開示請求等の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じることにより、個人情報を保護し、基本的人権を守ることを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市個人情報保護条例(平成 18 年五泉市条例第 19 号)の規定をこの組合の条例として準用して適用する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。